

令和7年第3回東海市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月21日(金)
開会 午前9時30分
閉会 午前10時32分
- 2 開催場所 603会議室
- 3 出席者
教育長 鈴木俊二
委員 村上直人
委員 久野友士
委員 石川真理子
委員 木村敏幸
委員 堀ノ口香織
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者 なし
- 6 説明のため出席した者
教育部長 小島久和
教育委員会次長兼スポーツ課長 鈴木俊毅
芸術劇場館長兼芸術総監督 安江正也
学校教育課長 桜井正志
学校教育課統括主幹 加古尚毅
学校教育課主任指導主事 明壁啓純
学校教育課指導主事 池田森太郎
学校教育課指導主事 高橋民子
学校教育課指導主事 加藤雅尚
教員研修センター所長 和田英也
教員研修センター指導主事 是枝享子
学校給食センター所長 正城彰一
社会教育課長 永井伸明
社会教育課統括主幹 佐々木三千代
新創造交流施設建設室長 榎原知里
中央図書館長 内山香織
芸術劇場管理課長 中島達也
文化芸術課長 阿部吉晋
- 7 会議書記
学校教育課統括主任 神野敬士
学校教育課主任 岡田直美

8 議事日程 別紙日程のとおり

9 傍聴人 なし

10 協議概要

教育長（鈴木 俊二）

ただいまから、令和7年第3回東海市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の議事日程については、あらかじめ配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
これより会議に入ります。

教育長（鈴木 俊二）

日程第1、「前回議事録の承認」を議題といたします。
令和7年第2回定例会及び第1回臨時会の議事録についてお諮りいたします。
本案については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、「前回議事録の承認」については、承認されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第2、「報告」を議題といたします。

教育長（鈴木 俊二）

報告のある委員はいらっしゃいますか。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって「報告」を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

次の日程に入る前に、採決いたします。
日程第3、議案第4号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないことに決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、日程第3の議案第4号は非公開といたします。
ただいまの採決により、日程第3、議案第4号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は、非公開としますので、関係者以外の職員は退室していただきます。

(部屋に残る職員＝部長、書記)

教育長（鈴木 俊二）

審議が終わりましたら、入室の案内をします。

日程第3、議案第4号「東海市教育委員会職員の人事異動について」（非公開）

教育長（鈴木 俊二）

審議が終わりましたので、入室していただきます。

教育長（鈴木 俊二）

日程第4、議案第5号、「令和7年度東海市教育基本方針について」を議題といたします。学校教育課長から提案理由の説明を求めます。

学校教育課長（桜井 正志）

(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第5、議案第6号、「東海市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（加古 尚毅）

(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第6、議案第7号、「東海市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（加古 尚毅）

(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第7、議案第8号、「東海市教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（加古 尚毅）

(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第 8、議案第 9 号、「東海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（加古 尚毅）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第 9、議案第 10 号、「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（池田 森太郎）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第10、議案第11号、「学校支援協議会委員等の解職及び委嘱又は任命について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（池田 森太郎）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第11、議案第12号、「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（池田 森太郎）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第12、議案第13号、「令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について」を議題といたします。教員研修センター指導主事から提案理由の説明を求めます。

教員研修センター指導主事（是枝 享子）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第13、議案第14号、「東海市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。社会教育課長から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長（永井 伸明）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第14、議案第15号、「東海市文化財調査委員の委嘱について」を議題といたします。社会教育課長から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長（永井 伸明）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第15、議案第16号、「東海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。教育委員会次長兼スポーツ課長から提案理由の説明を求めます。

教育委員会次長兼スポーツ課長（鈴木 俊毅）

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長（鈴木 俊二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（鈴木 俊二）

日程第16、「その他の報告事項」を議題とします。

(1)から(5)について、担当課長等から順に報告を求めます。

主任指導主事、学校教育課指導主事、教員研修センター所長、教員研修センター指導主事

(資料に基づき説明した)

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

2番委員（久野 友士）

英語が話せる子ども育成事業の取組について、アンケートでALTと行う授業がどちらかといえば嫌い・嫌いと回答した児童生徒への今後の対応はどのようなか。

教員研修センター指導主事（是枝 享子）

授業に参加したくないなどの声は届いておりませんが、ALTのネイティブな発音が何を言っているか聞き取ることが難しいという理由があることは把握しております。今後は現場の英語教諭とALTと合同で研修を行い、よりALTと連携し、子ども達にとって楽しく分かりやすい授業が行えるよう考えております。

1番委員（村上 直人）

教科指導員制度について、名簿の指導員経験を見ると新任の指導員が多く感じるが、例年はどのようなか。

教員研修センター指導主事（是枝 享子）

令和6年度は3教科の指導員が欠員だったため、その分を含め令和7年度は任命しているため、例年より新任が少し多くなっております。

5番委員（堀ノ口 香織）

教科指導員は教員経験何年目くらいが担うのか。

教員研修センター指導主事（是枝 享子）

規約があるわけではございませんが、校長推薦を基に任命しており、おおよそ

10年目以上の教員経験の方が多印象です。

教育長（鈴木 俊二）

ほかはないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

続いて(6)から(9)について、担当課長等から順に報告を求めます。

新創造交流施設建設室長、教育委員会次長兼スポーツ課長、学校教育課長、社会教育課統括主幹

（資料に基づき説明した）

教育長（鈴木 俊二）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

(10)のその他について、何かありますか。

教育長（鈴木 俊二）

ないようですから、これをもって終わります。

以上で「報告事項」を終わります。

教育長（鈴木 俊二）

以上をもって、今回定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第3回東海市教育委員会定例会を閉会いたします。